郵政民営化法改正法案の可決・成立にあたって

一般社団法人全国信用金庫協会 会 長 大 前 孝 治

本日、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」が参議院本会議で可決・成立いたしました。

これまで私どもでは、郵政民営化における金融2社のあり方について、 政府の関与が残る間は官業であり、官業は民業の補完に徹すべきである と一貫して主張し、新規業務の取扱いについては、認可制の維持を求め て参りました。

これに対し法案では、金融 2 社に対する新規業務規制について、「金融 2 社の株式の1/2以上処分後は届出制に移行する」としております。私どもとしては、依然として政府の関与が残る以上、認可制を維持したうえで、公正・中立な第三者機関で、民業圧迫等の観点から事前に十分な審査を行うことが望ましいと考えております。

こうした観点から、私どもは同法案の国会提出にあたり、郵政民営化 を適正に推進していくためには、郵政民営化委員会の公正・中立性を確 保したうえで、新規業務の取扱いについては同委員会による十分な事前 の検証が是非とも必要であると要望して参りました。

こうした背景を踏まえて、今般の国会審議の中で、民業圧迫等に対する事前審査の重要性に焦点を当てた質疑・答弁が行われ、その結果、政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能するよう、制度の適切な運営に努めること、などが附帯決議されたことは、郵政民営化を適正に進めていくうえで、大変重要な意義があると考えます。

郵政民営化の推進にあたっては、こうした附帯決議等の趣旨に則り、 厳格な運用が行われることが必要不可欠であり、政府に対し、附帯決議 等の内容を踏まえた適切な対応を強く要望するとともに、今後とも郵政 民営化の進捗状況を注意深く見守っていく所存であります。